

# 吉賀町 公民館主事 募集要項

## 1. 業務概要

吉賀町では、ふるさとでの学びや体験をもとにした人材育成として「サクラマスプロジェクト」を保小中高ならびに地域住民が連携して取り組みを進めてきました。

このような社会教育の取り組みを通じて、地域づくりをより一層推進するべく「公民館を拠点とした地域づくり・人づくり」を掲げて取り組みをスタートさせたところで、そこで、公民館のスタッフ体制を強化すべく、新たな人材を募集します。

- 保育所や小中高校と地域コミュニティ(自治会等)をつなげた事業の企画・実行
- 公民館が、より心地よい地域住民の集いの場となるような新たなアイデアとチャレンジ
- 問題や課題に取り組む地域住民を後押しする場づくり
- 公民館運営に関わる事務(貸館の受付など)

## 2. 募集対象

町内外を問わず、次のいずれも満たす方を対象とします。

- 普通自動車免許を取得しており、日常的に運転経験のある方
- 文書作成(ワード等)・表計算(エクセル等)・Eメールを使用できる方
- 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない方
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 吉賀町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

求める人材像は以下のとおりです。

- 心身共に健康で、誠実に職務ができる方
- 好奇心を持って業務に取り組める方
- 地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- 真摯に人の話に耳を傾けられる方

## 3. 募集人数

3人以内

## 4. 勤務地

吉賀町内の公民館（柿木・七日市・朝倉・六日市・蔵木）

## 5. 身分・雇用形態・期間

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員として、吉賀町長が任用します。

ただし、職員としてふさわしくないと判断した場合は、その職を解くことがあります。

## 6. 勤務時間

原則月18日勤務（イベントなどで土日勤務もあり）・7時間/日

## 7. 給与・賃金等

### ①社会教育士の称号を取得している方

- 給与月額 214,200円
- 期末手当 6月と12月に支給

### ②社会教育士の称号を取得していない方

- 給与月額 113,094円 ~ 144,918円
  - 期末手当 6月と12月に支給
- ※年齢や職歴によって給与月額を決定します。  
ただし、給料表の変更にもとない金額が変更となる場合があります。

## 8. 待遇・福利厚生

- 通勤手当あり(片道2km以上)、時間外手当
- 勤務時間中は、パソコン等の備品を貸与します。
- 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険が適用されます。
- 年次有給休暇が付与されます。(1年目7日)
- 勤務時間外における副業などは可能です。

## 9. 地域おこし協力隊 制度（都市部などから応募される方向け）

採用の際に下記に該当する方は、地域おこし協力隊として活動をしていただきます。

### ● 該当する方

- 3大都市圏内・外に限らず、都市地域および政令指定都市にお住まいの方。  
※全部条件不利地域の方は対象となりません。また、一部条件不利地域にお住まいの方は区域によって違いますのでお問い合わせください。
- 任用開始時以降島根県吉賀町に転入の上、吉賀町内に居住し、勤務が可能な方（開始時期は相談可）

- **活動期間**

- 任用開始の日から令和5年3月31日まで。  
※なお、活動意欲及び活動実績により、最長3年まで延長可能です。  
(任用は1年度単位とします。)

- 任期中の住宅は吉賀町が用意し、家賃は町が負担します。  
引っ越しに係る経費、居住に係る生活用品、光熱水費等は個人負担になります

- 地域おこし協力隊の任期満了後については、町の規定に則った会計年度任用職員としての雇用を予定しています。

## 10. 応募方法

下記の提出書類をご準備のうえ、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

1. 吉賀町公民館主事 エントリーシート
2. 履歴書(市販のもので可・直筆及び写真貼付・ワード等活用も可)
3. 応募者のスキルやキャリアをご紹介いただくもの(自由)
4. 現住所地の住民票(町外在住者のみ)

- 応募期限 令和4年7月22日(金)17:15まで

- 提出書類

エントリーシートは吉賀町ホームページからダウンロードしてください。  
吉賀町ホームページ <http://www.town.yoshika.lg.jp>

## 11. 採用試験の日程

- **試験日程**

令和4年8月8日を予定

※応募者には別途、日程をご連絡いたします。また、町外・県外から応募される方においても、できるだけ日程を柔軟に対応したいと考えていますので、ご相談ください。

- **試験内容**

作文試験ならびに面接試験(予定)

※応募者には別途、日程をご連絡いたします。

## 12. 応募書類送付先・問い合わせ先

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市648

吉賀町教育委員会

電話 0856-77-1285

FAX 0856-77-0040

E-mail [kyoiku@town.yoshika.lg.jp](mailto:kyoiku@town.yoshika.lg.jp)